

## 質問回答書

調達案件の名称：パーソナルコンピュータ（モバイルノート型）の賃貸借契約

番号	質問内容	回答
1	契約書（案）第14条4「翌年度以降においてこの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、甲はこの契約を解除するものとする」とございますが、予算の減額又は削除により契約解除となった場合、弊社よりリース料残債を請求すること、あるいはこれにつき、契約書第21条の通り別途協議の場を設けていただくことは可能でしょうか。また、過去に同様の理由により契約の変更または解除をされたことはございますでしょうか。	万が一、契約が途中解除となった場合は、受注者と協議の上、決定することとなります。なお、過去にそのような事例はありません。
2	弊社の責によらない事由（コロナウイルス感染拡大の影響、半導体不足の影響等）やメーカーの納期遅延により指定納期に間に合わない場合、指名停止等の処分や賠償請求なく、契約期間の変更などの協議に応じていただけますでしょうか。	コロナウイルスの感染拡大等の影響や半導体不足による納期遅延を考慮して、入札及び契約のスケジュールを設定していますので、それだけをもって契約書（案）第6条1項中の、天災地変その他やむを得ない理由には該当しないと想定しています。ただし、不測の事態が生じたと認められる場合は、契約書（案）第21条1項による協議をしてください。
3	仕様書 その他「契約期間満了後、内部記憶装置のデータは復元できない方法で完全に消去し、消去作業完了に係る証明書などの書面を原則として60日以内に提出すること」とございますが、データ消去証明書の書式は任意書式でよろしいでしょうか。また、データ消去作業は物件引揚後に行うという認識でよろしいでしょうか。	内部記憶装置のデータは、データ適正消去実行証明協議会（略称：ADEC（Association of Data Erase Certification）により認証された方法で消去し、その証明として「データ適正消去実行証明書」を発行してください。また、データ消去作業については、お見込みとおりです。 <u>なお、内部記憶装置を物理破壊する場合の証明書の書式は任意とします。</u>
4	納品・設定・撤去・データ消去作業など一部業務を第三者に委託しますが、許可いただけますでしょうか。	受注後に、委託者と委託する一部業務の内容を協議してください。委託する業務内容により可否を判断します。

5	入札書に記載する金額は「税別・期間中総額」の認識でよろしいでしょうか。	入札説明書 1 一般競争入札に付する事項等 (5) 入札方法等 ウに記載のとおりです（税別・期間中総額）。
6	本入札は総額（税抜）の認識でお間違いないでしょうか。	
7	代理人が入札書を持参する場合、「委任状」は指定様式がございますでしょうか。	本回答書と同じ場所に委任状の様式を掲載しましたので、ダウンロードした後、入手してください。 ※この委任状は参考様式ですので、この様式以外を用いても差し支えありません。
8	入札当日の委任状は組織に所属する社員が応札する場合にも必要でしょうか。また、必要な場合、様式をご共有頂くことは可能でしょうか。	※委任状は、金額の記入及び代表者の押印がなされた入札書を単に持参する方（使者）に求めるものではなく、開札の結果、再入札やくじ引きとなり、その方が会社を代理して行う行為が生じたときに必要となるものです。
9	代理人が入札書を持参する場合、入札書および封筒の記載事項について、「代表者・代理人の記名」および「代理人のみ押印（および封印）」で問題ないでしょうか。	代理人が入札書を持参する場合においても、入札書及び封筒には、入札者の住所、氏名（名称及び代表者氏名）を記載のうえ、入札者の代表者印の押印が必要です。
10	本件契約の締結は4月1日以降でしょうか。または落札後ただちに締結予定でしょうか。	愛知県道路公社建設工事関係入札者心得書第20条に記載のとおりです。
11	本件に付保する動産総合保険は、一般的な期間経過に伴い遅延するものでよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
12	最大の再入札回数は何回でしょうか。また、再入札の際の入札書用封筒は、1回目の封筒の流用可能でしょうか。または再入札の回数分新しい封筒が必要でしょうか。	再入札の回数は1回を限度とします。また、再入札には1回目の封筒を使用しますので、新しい封筒は不要です。